

## 障害者制度集 9 .

### 障害者職業能力開発校

一般の職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、能力に応じた普通・短期職業訓練、在職者訓練を行います。

#### 訓練期間

原則として1年です。ただし、技能習得の程度により延長します（延長期間は一年を限度とします。）

#### 訓練手当

訓練期間中、次の訓練手当が支給されます。

##### (1)基本手当（日額）

1級地.....4320円、2級地.....3940円、3級地.....3540円、20歳未満の者...3540円

##### (2)技能習得手当

受講手当（日額）..... 600円

特定職種受講手当（日額）..... 2000円

特定の訓練化に係る職業訓練を受けたときに訓練を受けた日数に応じて支給します。

通所手当（月額）..... 4万2500円まで

職業訓練を受ける施設への通所費用を支給します。

##### ア 交通機関等を利用する者

1か月の運賃相当額を支給します。

##### イ 自動車等を利用する者

通勤距離（片道）		支給額（月額）
10km未満		3,690円
10km以上		5,850円
交通機関等を利用した通所が不便な者	15km以上	8,010円

寄宿手当（月額）..... 1万700円

職業訓練を受けるために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に支給されます。

## 障害者職業能力開発校（国立）

### 北海道障害者職業能力開発校

〒073-0115 砂川市焼山 60 0125-52-2774

木工、製版、建築設計、【機械製図】、OA事務、【プログラム設計】、ショップマネジメント

### 宮城障害者職業能力開発校

〒981-0911 仙台市青葉区台原 5-15-1 022-233-3124

電子機器、洋裁、印刷、商業デザイン、【義肢・装具】、経理事務、【プログラム設計】

### 中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）

〒359-0042 所沢市並木 4-2 042-995-1711

機械加工、機械製図、貴金属・宝石、工業デザイン、金属塗装、縫製、OAシステム、電気機器、電子機器、コンピュータ制御、経理事務、一般事務、OA事務、電話交換、製版

### 東京障害者職業能力開発校

〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1 042-341-1411

電子機器、経理事務、OA事務、医療事務、ソフトウェア管理、ショップマネジメント、製版、編集デザイン、機械製図、精密加工、トレース、洋裁、アパレルソーイング、木工、金属塗装、【義肢・装具】

### 神奈川障害者職業能力開発校

〒228-0815 相模原市桜台 13-1 042-744-1243

【機械加工】、機械製図、【コンピュータ制御】、製版、【OAシステム】、経理事務、一般事務、電話交換

### 石川障害者職業能力開発校

〒921-8836 石川郡野々市町末松 2-245 076-248-2235

機械製図、電子機器、洋裁、陶磁器製造、製版、一般事務

### 愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 宝飯郡一宮町大字一宮字上新切 33-14 0533-93-2102

【システム設計】、OAシステム、【コンピュータ制御】、OA事務、CAD設計、グラフィックデザイン、園芸、アパレル、彫型工芸

大阪障害者職業能力開発校

〒590-0137 堺市城山台 5-1-3 0722-96-8311

【メカトロニクス】 機械加工、【システム設計】、OA事務、製版、洋裁、広告美術

兵庫障害者職業能力開発校

〒664-0845 伊丹市東有岡 4-8-1 0727-82-3210

【臨床検査】【メカトロニクス】、OAシステム、データベース、製版、実務作業

吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）

〒716-1241 上房郡賀陽町吉川 7520 0866-56-9000

機械加工、機械製図、電気機器、電子機器、印刷、一般事務、経理事務、OAシステム

広島障害者職業能力開発校

〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-23 082-254-1766

機械加工、機械製図、製版、表具、OA事務、ソフトウェア管理

福岡障害者職業能力開発校

〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 1728-1 093-741-5431

【プログラム設計】、機械製図、義肢・装具、建築設計、商業デザイン、OA事務、製版、洋裁

鹿児島障害者職業能力開発校

〒895-1401 薩摩郡入来町副田 6285 0996-44-2206

製版、義肢・装具、経理事務、OA事務、電子機器、総合実務、園芸、洋裁

（注）（1）中央障害者職業能力開発校及び吉備高原障害者職業能力開発校は日本障害者雇用促進協会が運営

（2）【 】は2年課程の訓練科である。（臨床検査科については3年）

## 障害者職業能力開発校（県立）

### 青森県立障害者職業訓練校

〒036-8253 弘前市緑ヶ丘 1-9-1 0172-36-6882

電子機器、O A 事務、製版

### 千葉県立障害者高等技術専門校

〒266-0014 千葉市大金沢町 470 043-291-7744

O A 事務、製版、電子機器、洋裁、【建築設計】

### 静岡県立あしたか職業訓練校

〒410-0301 沼津市宮本 5-2 0559-24-4380

機械加工、O A 事務

### 愛知県春日台職業訓練校

〒480-0304 春日井市神屋町 713-8 0568-88-0811

### 京都府立城陽障害者高等技術専門校

〒610-0100 城陽市中中芦原 59 0774-54-3600

O A 事務

### 兵庫県立障害者高等技術専門学院

〒651-213 4 神戸市西区曙町 1070 078-927-3230

【システム設計】、精密加工、貴金属・宝石、機械製図、加工組立

（注）（1）【 】内は2年課程の訓練科である。（臨床検査科については3年）

## 職場適応訓練

事業所において、その事業所の業務に係る作業について訓練を行い、作業の環境に適応することを容易にさせることを目的に行われるものです。

### 1 一般職場適応訓練

職場の環境に適応することを容易にし、職場適応訓練修了後は事業所に引き続き雇用されることを期待して実施される訓練です。

#### 実施主体対象者

都道府県（事業主に委託して実施されます）

次のいずれかに該当する者で、公共職業安定所長が受講を指示したもの

##### (1) 次のいずれにも該当する者

身体障害者等

常用労働者として雇用されることを希望しており、誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有する者

安定した職業に就いていない者

所得が一定の額を超えない者

##### (2) 知的障害者

(3) 精神障害者（精神分裂病、そううつ病又はてんかんにかかっている者で、症状が安定し就業が可能であるもの）

##### (4) その他就職が困難であるもの等

#### 訓練職種

対象者の能力に適合する作業を内容とする職種

#### 訓練期間

6か月（重度障害者は1か年）とし、そのうち1か月程度（重度障害者は2か月程度）が準備訓練に、残りが実務訓練にあてられます。

## 訓練の内容

### (1)準備訓練

訓練生に、作業に対する関心及び理解を高めさせる訓練です。

### (2)実務訓練

訓練生が従事する職務についての作業手順等を習得させ、他の労働者とともに作業することができる能力を身につけます。

### (3)職場相談

訓練生の職場生活への適応性を高めさせるため、訓練期間中、指導員による相談・助言が行われます。

## 訓練手当

訓練期間中、次の訓練手当が支給されます。

### (1)基本手当（日額）

1 級地...4320 円、2 級地...3940 円、3 級地...3540 円、20 歳未満の者...3540 円

### (2)技能習得手当

受講手当（日額）.....600 円

特定職種受講手当（日額）..... 2000 円

特定の訓練化に係る職業訓練を受けたときに訓練を受けた日数に応じて支給します。

### (3)通所手当（月額）..... 4 万 2500 円まで

職業訓練を受ける施設への通所費用を支給します。

交通機関等を利用する者

1 か月の運賃相当額を支給します。

自動車等を利用する者

通勤距離（片道）		支給額（月額）
10km 未満		3,690 円
10km 以上		5,850 円
交通機関等を利用した通所が不便な者	15km 以上	8,010 円

### (4)寄宿手当（月額）..... 1 万 700 円

職業訓練を受けるために、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に支給されます。

## **事業主への委託費**

訓練期間中、委託した事業主に対し、訓練生 1 人につき 2 万 4100 円（重度障害者の場合 2 万 5100 円）が支給されます。

### 1．短期職場適応訓練（職場実習）

求人申し込みをしている事業所において、実際に従事することとなる仕事を体験させることにより、対象者に対しては就業の自信を与え、事業主に対しては対象者の技能の程度や職場への適応性の有無を把握させることを目的とする職場実習です。

次に述べるもの以外は、一般職場適応訓練と同じです。

## **訓練職種**

職場実習終了後雇用された場合に実際に従事することになる作業に係る職種

## **訓練期間**

原則として 2 週間以内（重度障害者は 4 週間以内）

## **訓練の内容**

実際に従事することとなる仕事を体験させることにより、職場実習生に対しては就業の自信を与え、事業主に対しては職場実習生の技能の程度や職場適応性の有無を把握させます。

## **事業主への委託費**

訓練期間中、委託した事業主に対し、訓練生 1 人につき日額 960 円（重度障害者の場合 1000 円）が支給されます。

ただし、1 回の職場実習についての支給限度額は、2 万 5100 円とされています。